

生 環 甲 達 第 1 2 号
平 成 1 9 年 6 月 1 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	150	長期
---	----	----	----	-----	----

石 川 県 警 察 本 部 長

石川県警察サイバーパトロール・モニターの運用に関する要綱の制定について(通達)

インターネットの急速な発達及び普及に伴い、サイバーパトロールを強力に推進しているところであるが、このたび、インターネット上の違法・有害情報をさらに効果的に収集するため、インターネットに精通している県民をサイバーパトロール・モニターとして委嘱し、警察と県民が一体となったサイバー犯罪対策を行うことを目的として、別添のとおり「石川県警察サイバーパトロール・モニターの運用に関する要綱」を制定し、平成19年6月1日から実施することとしたので、効果的な運用に努められたい。

(サイバー犯罪対策室 3493)

別添

石川県警察サイバーパトロール・モニターの運用に関する要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察サイバーパトロール・モニター（以下「モニター」という。）の運用について必要な事項を定め、インターネット上の違法・有害情報の実態を的確に把握し、サイバー空間の安全確保に資することを目的とする。

第2 定数

モニターの定数は、概ね15人とする。

第3 委嘱

1 モニターは、警察と協力関係のある機関・団体から推薦を受けた者のうち、次に掲げる要件を満たしている者の中から、生活安全部長が委嘱するものとする。

- (1) 石川県内居住の年齢20歳以上の者
- (2) インターネットに精通し、現にインターネットを利用している者
- (3) サイバー犯罪防止に熱意のある者
- (4) 委嘱期間を通じてモニターを実施可能な者

2 前記1によりモニターを委嘱するときは、委嘱状（別記様式）を交付するものとする。

3 モニターの委嘱期間は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 任務

モニターは、インターネットを利用し、次に掲げる情報の発見に努め、認知したときは速やかに生活環境課サイバー犯罪対策室に通報するものとする。

- (1) パスワードの売買、悪用等に関する情報
- (2) ハッキング等不正攻撃に関する情報
- (3) 銃器、薬物、わいせつ物、偽ブランド商品等の売買情報
- (4) 売春（児童買春）の勧誘、ネズミ講、賭博等に関する情報
- (5) 迷惑メール等業務妨害に関する情報
- (6) 自殺サイトに関する情報
- (7) フィッシングに関する情報
- (8) 犯罪方法の教示、暴力の賛美等少年の健全な育成を害するおそれのある情報
- (9) その他違法・有害情報

第5 通報要領

通報は、原則として電子メールで行うものとする。ただし、通報内容が緊急を要する等電子メールでは困難な場合は、電話等で行うものとする。

第6 報償

無償とする。

第7 遵守事項

モニターは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 委嘱期間中及び解嘱後において任務中に知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 個人のプライバシーに関する情報、セキュリティに関する情報の保護に十分配慮すること。
- (3) 協力者として委嘱されるものであり、特別の権限が付与されるものではないことを認識し、その活動に当たっては、関係者の正当な権利及び自由を侵害してはならない。

第8 解嘱

生活安全部長は、モニターが次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、解嘱することができるものとする。

- (1) 第7の規定に違反したとき。
- (2) 第3の1に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 心身の故障により任務遂行に支障があるとき。
- (4) モニターとしてふさわしくない非行があったとき。

第9 運用上の留意事項

生活環境課長は、モニターの運用を効果的に機能させるため、次の事項を行うものとする。

- (1) 委嘱時において、任務内容や通報要領の研修会を開催すること。
- (2) 各期の警察業務重点に合わせた情報が得られるよう、モニターに対して違法・有害情報の重点を示すこと。
- (3) メール等により、常にモニターと連携を密にし、モニターに必要な情報の共有化を図ること。
- (4) モニターに、過度の負担を強いることのないように配慮すること。

第10 事務

モニターに関する事務は、生活環境課サイバー犯罪対策室において処理するものとする。

委 嘱 状

様

あなたを石川県警察サイバーパトロール・モニターに委嘱します。

委嘱期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

とします。

平成 年 月 日

石川県警察本部生活安全部長

